

公益社団法人松戸市シルバー人材センター役員報酬等及び費用に
関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの役員としての業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(適用除外)

第3条 この規程は、松戸市職員としての身分を有する者及び松戸市が設立した他の団体の役員としてその団体から報酬を受けている者には適用しない。

(重複支給の調整)

第4条 役員がセンターの職員（パートタイムで働く職員は除く。）を兼ねるときは、役員として受けるべき報酬等は支給しない。

(報酬等の支給)

第5条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の

都度、定額を支給することができる。

3 常勤役員で6月1日及び12月1日に在職する者に期末手当を支給することができる。

4 役員には退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第6条 役員は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 役員は、別表1に定める金額の範囲内において、理事会の承認を得て決定するものとする

(2) 監事の報酬は別表2に定める額とする。

2 常勤役員に対する期末手当の額は、報酬月額1か月分以内の額とする。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤役員は、センター職員の支給日の例によるものとし、非常勤役員については必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支払方法)

第8条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人の申出により積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第9条 常勤役員に対して、センター職員の例により通勤手当を支給する。

(費用)

第10条 役員が職務の遂行にあたり要した費用については、その実費を弁償する。

(公表)

第11条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定め

る。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人松戸市シルバー人材センター役員並びに委員報酬等支給規程は廃止する。
- 3 社団法人松戸市シルバー人材センターの常勤役員の報酬を定める規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、定時総会承認の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター役員報酬等及び費用に関する規程及び第2条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター常勤役員（理事長）の報酬を定める規程は、平成30年4月1日から適用する。

別表1 理事の報酬（一人当たり）

役 職	金 額	備 考
常勤理事	350千円までの範囲内	月額の支給とする
非常勤理事	5千円までの範囲内	理事会出席等、必要の都度支給する。

別表2 監事の報酬（一人当たり）

役 職	金 額	備 考
監 事	5千円	理事会出席等、必要の都度支給する。